

## 設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和7年1月17日受付分)

特定非営利活動法人  
ダウン症サポートセンター

## 縦覧期間

令和7年1月17日（金）から  
令和7年1月31日（金）まで

# 特定非営利活動法人ダウン症サポートセンター定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ダウン症サポートセンターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県芦屋市岩園町4番2号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、ダウン症のある人に対して、療育・教育・発達支援や職業訓練・就労支援・居住支援・社会参加の促進に関する事業・ライフステージに応じた包括的な支援を行うことにより、自己実現ができる環境整備を図り、生活の質の向上及び地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療及び福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく通所事業
- (2) 障害福祉サービス事業
- (3) ダウン症の人と地域住民との交流事業
- (4) ダウン症の人の理解を深める研修事業
- (5) 療育に関する支援者の教育・研究事業
- (6) ダウン症の人の早期療育事業
- (7) 成人のダウン症の人の生涯学習・支援サポート事業
- (8) 地域医療及び地域との連携事業
- (9) ダウン症の人の文化・芸術活動に関する事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて

含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によつて、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるものほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署

名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雜則

（施行細則）

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 玉井 浩  
副理事長 芦田 和子  
副理事長 松村 和美  
理事 江藤 恵美  
同 畑尾 佳伸  
同 住田 功一  
監事 藤原 由親

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	1,000円	1,000円
② 年会費	2,000円	3,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	1,000円	1,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 ダウン症サポートセンター

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	たまい ひろし 玉井 浩	[REDACTED]	無
理事 (副理事長)	あしだ かずこ 芦田 和子	[REDACTED]	無
理事 (副理事長)	まつむら かずみ 松村 和美	[REDACTED]	無
理事	えとう めぐみ 江藤 恵美	[REDACTED]	無
理事	はたお よしのぶ 畠尾 佳伸	[REDACTED]	無
理事	すみた こういち 住田 功一	[REDACTED]	無
監事	ふじわら よしちか 藤原 由親	[REDACTED]	有

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

現在、ダウン症の方への支援は多くの課題を抱えています。

とくに早期療育や教育プログラムへのアクセスが限られていることや、施策の縦割り等によつて、適切な支援を受けられずに、その可能性を最大限に引き出す機会が失われてしまう子どもたちが多く存在しています。また成人してからは、就労はもちろん、居場所の確保が難しい状況もあり、子どもの成人をきっかけに保護者が職を辞するといった事例も多く見受けられます。

新たに設立予定の法人は、これらの問題に対処し、ダウン症の方が社会の様々な段階で適切な支援を受け、自己実現を図れるような環境を作り出すことを目的としています。

医療や福祉、教育等の場面で個別にさまざまな分野で活動を行ってきた方々が一堂に会し、それぞれの専門性を發揮し連携しながら、早期療育プログラムの提供、職業訓練及び就労支援、政策提言や地域と連携した社会啓発活動等を行なっていきたいと考えています。

このような事業を取組むには、より広範囲な活動を展開することが必要であり、ダウン症の方への一貫した支援サービスを提供し、また、教育、職業訓練、就労支援から社会参加の促進に至るまで、ライフステージに応じた包括的な支援体系を構築していくためには、行政や関連団体、大学等の研究機関や企業、さらには地域社会との連携も重要です。

そのためには公的な事業を行う社会的に責任ある組織にしていくのが最良の選択であり、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの地域の方にも参画していただくことが不可欠であるとの観点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化することによって、ダウン症のある人々の生活の質の向上だけでなく、社会全体の包摂性を高めていく一助となることも期待でき、地域社会に広く貢献できると考えています。

### 2 申請に至るまでの経過

#### ■2019年3月

日本ダウン症協会大阪支部の役員メンバー12人が集い、幼少期から成人期までダウン症の総合的な支援のあり方を話しあい、ダウン症協会の活動内では支援することができない新たなダウン症サポートに向けて、ダウン症サポートセンターの設立を意思決定した。

#### ■2022年5月

ダウン症サポートセンターの支援者として賛同する企業、支援者が集い六甲アイランドにて、意見交換を行った。

#### ■2023年4月及び5月

ダウン症サポートセンターの法人化、活動内容、支援の在り方、グループホームについて意見交換を行う。

#### ■2023年6月

2024年には、サポート支援の骨組みとなる18歳以上の方の支援についての実験、実践的な取り組みをスタートさせることに合意。障がい者就労継続支援B型事業所「ヤドリギワークス」がその活動を担うこととした。

#### ■2023年7月

ダウン症サポートセンターの活動に興味のあるダウン症の子供をもつ親、当事者(ダウン症 18

歳以上)が6組参加し、成人期のダウン症の方の支援について意見交換会を行った。

■2023年9月

「成人期に至ったダウン症のある人が、その人らしく、健康で、心豊かに「楽しみ・学び」、「暮らし」、「働き」、「関わる」充実した人生を送ることができる社会の実現を目指す。そのために、学ぶ場、安心して生活する場、働く場を創出、あるいは連携して、ダウン症者の良好な環境整備を行う」という趣旨を確認。いつでもダウン症の方が集える「だうんたうんカフェ(DSCafe)」について検討した。

■2023年11月

第4回日本ダウン症会議・第5回日本ダウン症学会学術集会に、関係者が参加し、ダウン症サポートセンターの法人化について話し合い、来年始動することを意思決定する。

■2024年1月

法人化にむけて、実際の実務や、資金調達、医療、児童支援の専門家、就労支援、相談支援の組織化についての検討がスタートする。

■2024年2月

法人化にむけて、2年後に活動を発表できるように目標をたてる。実際の活動場所や支援の中心となる活動内容、場所、土地、建物について協議が始まる。

■2024年3月

法人化に向けて、社会福祉法人もしくはNPOの法人について協議を行う。学校法人茅渟の浦学園の理事長も協議に加わる。

■2024年4月

法人化した後の活動内容について協議。ダウン症の専門相談事業、カフェ、地域連携など、参加、支援してくれる方々を選出。

■2024年5月

法人化した後の活動内容について協議。乳幼児期から青年期、成人期へと生涯にわたる相談事業を中心に活動することを決定。就労支援、医療支援、地域連携についてさらに支援を拡げていくこととする。

■2024年6月

発起人会議にて法人化の意思確認、法人化にむけての申請、登記スケジュールを確認。理事役員の選定、定款の作成に入る。

■2024年7月25日

第1回発起人会開催 活動内容、定款についての協議、理事役員の決定。総会についての事項確認を行う。

■2024年8月25日

第2回発起人会開催 活動内容、総会についての確認事項、総会準備、活動場所の申請について協議。

■2024年9月19日

設立総会開催

2024年9月19日

特定非営利活動法人ダウン症サポートセンター  
設立代表者

氏名 玉井 浩

## 2025年度事業計画書

特定非営利活動法人ダウン症サポートセンター

### 1. 基本方針

地域で安心して生活するために、福祉に関する各般の問題に対して、ご本人や児童の保護者またはご本人等の介護を行う方々からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて市町村及び福祉サービス事業所等との連絡調整、その他の便宜を総合的に行ないます。

利用者の基本的人権を尊重し、社会生活を充実できるように専門的な支援を行い、権利擁護の意識を強く持ち、より専門的な支援ができるようスキルアップに努め、地域目線に立った福祉活動の展開を図ります。

※権利擁護：権利擁護とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援することです。

### 2. 運営方針

1. 利用者の個性を尊重し安全に配慮して質の高い福祉サービスの提供に努めます。
2. 利用者の実態等に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し常に当該利用者の立場に立って支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立を行います。
4. 相談支援事業の評価を行い、その改善を図ります。
5. 行政機関、障害福祉サービス等事業者等と地域医療の連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。
6. 利用者の個性を尊重したうえで、思考力、創造性、コミュニケーション力をはぐくみ、地域の中で生き生きと暮らせる精神力を養うプログラムを実施します。

生涯学習を通じて共に学び、一人一人の資質・能力の向上を支援します。

### 3. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見 込 (千円)
(1)児童福祉法 に基づく通所 事業	放課後等デイサービス 事業等	未定	準備中	障害児(者) 10人/回	0
(2)障害福祉サ ービス事業	障害者相談支援事業で 計画相談等を行う	6月～ 随時	事務所	障害児(者) 15人	1,713
(3)ダウン症の 人と地域住民 との交流事業	地域交流カフェを開催 し、地域住民とダウン症 の人との交流事業を行 う	7月～ 週4から 5回程度	芦屋青少年 センター(仮 定)	周辺地域住民及 びダウン症のあ る人 10人/回	1,000
(4)ダウン症の 人の理解を深 める研修事業	大学及び研究機関等か ら講師を招き連続講座 等を行う	準備中	準備中	市民及び障害児 の保護者等 20人/回	0
(5)療育に關する 支援者の教 育・研究事業	療育活動に従事する専 門職やその支援者を対 象にケースメソッド等 の手法用いて研究する	準備中	準備中	療育の専門職及 び支援者 10人/回	0

(6) ダウン症の人の早期療育事業	ダウン症サロンを開催し、幼少期の早期療育事業を行う	4月～ 12回	芦屋カフェ	ダウン症のある児童 10人/回	90
(7) 成人のダウン症の人の生涯学習・支援サポート事業	ダウン症サロンを開催し、成人期の生涯学習・支援サポートを行う	4月～ 12回	芦屋カフェ	ダウン症のある成人 10人/回	90
(8) 地域医療及び地域との連携事業	ダウン症のある人の早期の治療・回復に資するため地域の医療機関等と情報共有等を行う	準備中	準備中	ダウン症のある児童等の保護者及び医療機関のスタッフ等 随時	0
(9) ダウン症の人の文化・芸術活動に関する事業	ダウン症のある人を対象にクラフト等の製作を行い、作品を販売する	不定期	マルシェ	ダウン症のある人 10人/回	100
(10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第9号には規定されていないものの、法人として実施が必要になった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

#### 4. 事業実施体制

##### (1) 会議に関する事項

- ①通常総会 4月
- ②理事会 年2回

##### (2) 事務局体制

事務局長：江藤恵美、 専門相談員 スタッフ：新規雇用

医療相談：玉井浩

幼児発達支援相談：松村和美

カフェ運営センター：ヤドリギワークス 芦屋カフェ

就労支援関連相談：田上和子

その他連携：幼稚園連携：畠尾佳伸

その他連携：講師：住田功一

その他連携：親なきあと相談室関西ネットワーク：藤原由親

その他連携：親の会・サークル：寺本佑太

スポーツ関連イベント連携：西田俊一

## 2026年度事業計画書

### 特定非営利活動法人ダウン症サポートセンター

#### 1. 基本方針

地域で安心して生活するために、福祉に関する各般の問題に対して、ご本人や児童の保護者またはご本人等の介護を行う方々からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて市町村及び福祉サービス事業所等との連絡調整その他の便宜を総合的に行ないます。利用者の基本的人権を尊重し、社会生活を充実できるように専門的な支援を行い、権利擁護の意識を強く持ち、より専門的な支援ができるようスキルアップに努め、地域目線に立った福祉活動の展開を図ります。

※権利擁護：権利擁護とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援することです。

#### 2. 運営方針

1. 利用者の個性を尊重し安全に配慮して質の高い福祉サービスの提供に努めます。
  2. 利用者の実態等に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
  3. 利用者の意志及び人格を尊重し常に当該利用者の立場に立って支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
  4. 相談支援事業の評価を行い、その改善を図ります。
  5. 行政機関、障害福祉サービス等事業者等と地域医療の連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。
  6. 利用者の個性を尊重したうえで、思考力、創造性、コミュニケーション力をはぐくみ、地域の中で生き生きと暮らせる精神力を養うプログラムを実施します。
- 生涯学習を通じて共に学び、一人一人の資質・能力の向上を支援します。

#### 3. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1)児童福祉法に基づく通所事業	放課後等デイサービス事業等	未定	準備中	障害児(者) 10人/回	0
(2)障害福祉サービス事業	障害者相談支援事業で 計画相談等を行う	6月～ 随時	事務所	障害児(者) 30人	5,140
(3)ダウン症の人と地域住民との交流事業	地域交流カフェを開催し、地域住民とダウン症の人との交流事業を行う	7月～ 週4から 5回程度	芦屋青少年センター(仮定)	周辺地域住民及びダウン症のある人 10人/回	1,500
(4)ダウン症の人の理解を深める研修事業	大学及び研究機関等から講師を招き連続講座等を行う	準備中	準備中	市民及び障害児の保護者等 20人/回	0
(5)療育に関する支援者の教育・研究事業	療育活動に従事する専門職やその支援者を対象にケースメソッド等の手法用いて研究する	準備中	準備中	療育の専門職及び支援者 10人/回	0

(6) ダウン症の人の早期療育事業	ダウン症サロンを開催し、幼少期の早期療育事業を行う	4月～12回	芦屋カフェ	ダウン症のある児童 10人/回	90
(7) 成人のダウン症の人の生涯学習・支援サポート事業	ダウン症サロンを開催し、成人期の生涯学習・支援サポートを行う	4月～12回	芦屋カフェ	ダウン症のある成人 10人/回	90
(8) 地域医療及び地域との連携事業	ダウン症のある人の早期の治療・回復に資するため地域の医療機関等と情報共有等を行う	準備中	準備中	ダウン症のある児童等の保護者及び医療機関のスタッフ等 随時	0
(9) ダウン症の人の文化・芸術活動に関する事業	ダウン症のある人を対象にクラフト等の製作を行い、作品を販売する	不定期	マルシェ	ダウン症のある人 10人/回	100
(10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第9号には規定されていないものの、法人として実施が必要になった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

#### 4. 事業実施体制

##### (1) 会議に関する事項

- ①通常総会 4月
- ②理事会 年2回

##### (2) 事務局体制

事務局長：江藤恵美、 専門相談員 スタッフ：新規雇用

医療相談：玉井浩

幼児発達支援相談：松村和美

カフェ運営センター：ヤドリギワークス 芦屋カフェ

就労支援連携相談：田上和子

その他連携：幼稚園連携：畠尾佳伸

その他連携：講師：住田功一

その他連携：親なきあと相談室関西ネットワーク：藤原由親

その他連携：親の会・サークル：寺本佑太

スポーツ連携イベント連携：西田俊一

## 特定非営利活動法人ダウン症サポートセンター

## 2025年度活動予算書

設立から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	33,000
賛助会員受取会費	45,000
2. 受取寄付金	78,000
受取寄付金1	10,000,000
受取寄付金2	100,000
受取寄付金3	100,000
3. 受取助成金等	0
4. 事業収益	0
(1)児童福祉法に基づく通所事業	0
(2)障害福祉サービス事業	1,713,480
(3)ダウン症の人と地域住民との交流事業	1,000,000
(4)ダウン症の人の理解を深める研修事業	0
(5)療育に関する支援者の教育・研究事業	0
(6)ダウン症の人の早期療育事業	90,000
(7)成人のダウン症の人の生涯学習・支援サポート事業	90,000
(8)地域医療及び地域との連携事業	0
(9)ダウン症の人の文化・芸術活動に関する事業	100,000
((10)その他、当法人の目的を達成するに必要な事業	0
5. その他収益	
雑収益	30,000
経常収益計	13,301,480
II 経常費用	
1. 事業費	
(1)人件費	
給与手当	6,720,000
法定福利費	960,000
人件費計	7,680,000
(2)その他経費	
講師謝金	120,000
消耗品費	30,000
印刷費	18,000
通信費	30,000
保険料	120,000
賃料	300,000
会議費	20,000
その他経費計	638,000
事業費計	
2. 管理費	
(1)人件費	
役員報酬	30,000
人件費計	30,000
(2)その他経費	
旅費交通費	5,000
光熱水費	180,000
保険料	30,000
租税公課	60,000
会計処理業務	360,000
その他経費計	635,000
管理費計	8,983,000
経常費用計	8,983,000
当期正味財産増減額	4,318,480
設立時正味財産額	0
次期繰越正味財産額	4,318,480

仮称)特定非営利活動法人ダウン症サポートセンター

## 2026年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	22,000
賛助会員受取会費	95,000
	117,000
2. 受取寄付金	
受取寄付金1	100,000
受取寄付金2	100,000
	200,000
3. 受取助成金等	0
4. 事業収益	
(1)児童福祉法に基づく通所事業	0
(2)障害福祉サービス事業	5,140,440
(3)ダウン症の人と地域住民との交流事業	1,500,000
(4)ダウン症の人の理解を深める研修事業	0
(5)療育に関する支援者の教育・研究事業	0
(6)ダウン症の人の早期療育事業	90,000
(7)成人のダウン症の人の生涯学習・支援サポート事業	90,000
(8)地域医療及び地域との連携事業	0
(9)ダウン症の人の文化・芸術活動に関する事業	100,000
((10)その他、当法人の目的を達成するるために必要な事業	0
5. その他収益	
雑収益	30,000
	30,000
経常収益計	7,267,440
II 経常費用	
1. 事業費	
(1)人件費	
給与手当	6,720,000
法定福利費	960,000
人件費計	7,680,000
(2)その他経費	
講師謝金	120,000
消耗品費	30,000
印刷費	18,000
通信費	30,000
保険料	120,000
賃料	300,000
会議費	20,000
その他経費計	638,000
事業費計	
2. 管理費	
(1)人件費	
役員報酬	30,000
人件費計	30,000
(2)その他経費	
旅費交通費	5,000
光熱水費	180,000
保険料	30,000
租税公課	60,000
会計処理業務	360,000
その他経費計	635,000
管理費計	8,983,000
経常費用計	8,983,000
当期正味財産増減額	△ 1,715,560
前期繰越正味財産額	4,318,480
次期繰越正味財産額	2,602,920